

## 【タイ】 環境アセスメントと憲法－マプタプット公害訴訟

海外立法情報課・大友 有

\* 2009年3月の行政裁判所命令に端を発したマプタプット工業団地をめぐる公害訴訟の背景には、タイにおける環境保全に関する制度の未整備があった。マプタプット公害訴訟と憲法第67条の規定の実施に向けた動きについて紹介する。

-----

### マプタプット公害訴訟の経緯

マプタプット工業団地は、タイ政府による東部臨海開発計画の一環として、1988年にタイ東部ラヨー県マプタプット地区に開設された工業団地で、主に石油化学、鉄鋼を中心とした事業が進められている。マプタプット工業団地では、2000年頃から異臭問題が発生するなど、周辺地域の環境問題が注目されるようになっていた(注1)。

2009年3月、ラヨー行政裁判所がマプタプット工業団地周辺地域において深刻な環境汚染が発生しているとの原告住民の訴えを認め、マプタプット地区全域を公害防止地域に指定するよう国家環境委員会に命令を下した(注2)。これを受け、マプタプット地区の住民とNGO (Anti-Global Warming Association) が、マプタプット工業団地内の事業(注3)が、憲法第67条第2項に違反するとし、中央行政裁判所に対し建設中止を訴えた。憲法第67条は、共同体(コミュニティ)に環境アセスメントを含む環境保全手続きに参加する権利を保障することを規定した条項で、同条第2項では、共同体の環境の質、天然資源、及び健康に重大な影響を及ぼす可能性のある計画や事業の実施において、健康及び環境に関する事前調査の実施、また、公聴会の実施を義務づけている。原告は、マプタプット工業団地内の事業がこの手続きを経ずに運営されていると訴えたものである。同年9月、中央行政裁判所は、最終判断がなされるまでマプタプット工業団地の76件の事業について事業停止の仮処分命令を出した(注4)。これに対しタイ政府は、海外からの直接投資や雇用、タイ経済へ悪影響があるとして仮処分の取消しを求めたところ、同年12月、最高行政裁判所は、事業停止の仮処分を受けていた76件の事業のうち、11件については事業の継続を許可し、その後さらに1件について事業の再開を許可した(注5)。

### マプタプット公害訴訟と2007年憲法

タイにおける環境法制の基本となる法律は、1992年に制定された「仏暦2535年国家環境保全推進法」だが、マプタプット公害訴訟では、憲法第67条に違反するか否かが争点となった。マプタプット公害訴訟が、憲法の規定を直接の根拠とした要因として二つの点が考えられる。前述のとおり、憲法第67条は、環境に関する共同体の権利の保障を規定した条項である。国民が環境保全手続きに参加する権利については、すでに1997年憲法第56条において「タイ国民の権利」として規定されている。しかし、

2007年憲法第67条には、1997年憲法第56条に付されていた「法律の定めるところにより」という文言が付されておらず、この点が、マプタプット公害訴訟が憲法の規定を直接の根拠として起こされた要因の一つと考えられる。また、最高行政裁判所の判決においても指摘されているように、タイでは2007年憲法の制定後に政治的な混乱状態が続いたことで、憲法第67条が保障する共同体の権利の具体的な内容と実施制度の設置が先送りされてきた。この点がもう一つの要因と考えられよう。

## 政府の対応

2009年12月29日、内閣は閣議において、「環境、天然資源及び健康の質について共同体に重大な影響を及ぼすおそれのある計画又は事業のための環境影響分析報告書の作成における原則、方法、行動規則及び指針を定める天然資源・環境省布告」を承認し、同30日に施行した。これにより、環境アセスメント報告書作成の手続きが定められた。また、政府は、2009年11月、マプタプット問題解決のために、アナン・パンヤラチュン元首相を委員長とする地元住民代表、政府関係者、企業代表、専門家により構成される特別諮問委員会を設置した。同委員会は、環境アセスメントの審査のための独立機関を設置する目的で「環境、天然資源及び健康にかかる独立機関の設置に関する法案」を作成し、同法案は現在、国会に提出される段階となっている（注6）。2010年6月21日、同委員会は7か月にわたる活動を終え、最終答申をまとめた。最終答申には、憲法第67条で規定する共同体の権利を保障するために制限すべき18の事業リストや都市計画の改善案などが盛り込まれており、今後、首相を委員長とする国家環境委員会において内容が議論される予定となっている。

マプタプット公害訴訟を経て、憲法第67条に規定された環境に関する共同体の権利の保障は、その実施にむけて具体的な動きをみせてきたといえよう。

注(インターネット情報はすべて2010年7月13日現在である。)

(1) マプタプット公害訴訟の経緯については、タイ工業団地公社(The Industrial Estate Authority of Thailand)、及び在京タイ王国大使館のHPによる。

<[http://www.ieat.go.th/IEAT/index.php?option=com\\_content&view=article&id=154&Itemid=220&lang=en](http://www.ieat.go.th/IEAT/index.php?option=com_content&view=article&id=154&Itemid=220&lang=en)>

<[http://www.thaiembassy.jp/rte1/index.php?option=com\\_content&view=article&id=395:2010-02-12-01-31-11&catid=47:2009-08-28-06-01-54&Itemid=218](http://www.thaiembassy.jp/rte1/index.php?option=com_content&view=article&id=395:2010-02-12-01-31-11&catid=47:2009-08-28-06-01-54&Itemid=218)>

(2) ラヨン行政裁判所判決番号 32/2552(仏暦 2552年(2009年)3月3日)

(3) タイ国営石油会社 PTT などの事業

(4) “Court rules to halt industrial projects”, *Bangkok Post*, 2009.9.30.

(5) “Court lifts ban on 11 industrial projects”, *Bangkok Post*, 2009.12.3, 停止処分を解除されなかった64件の事業については、行政裁判所に対し事業停止の解除を求めることができるものとしている。

(6) 2010年6月15日閣議決定(内閣文書 9887/53)